

令和4年度 八戸市移住支援金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、東京圏から八戸市に転入した者が、あおり移住支援事業に基づく移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、あおり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あおり移住支援事業

八戸市内への移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と八戸市が共同して行う移住支援金支給事業をいう。

(2) 東京圏

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

(3) 東京23区

地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(4) 条件不利地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(5) マッチングサイト

青森県が運営する東京圏の求職者向けインターネットサイト「あおりジョブ」をいう。

(交付金額)

第3 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

なお、令和4年4月1日以降八戸市に転入し、18歳未満の世帯員（申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者。ただし同年度の4月2日が誕生日の者は対象とする。）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第4 次の第1号の要件を満たし、かつ第2号、第3号又は第4号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第5号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

- ① 八戸市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。
- ② 八戸市に転入する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に八戸市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 八戸市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他青森県又は八戸市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（2）就職に関する要件

（ア）一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ② 勤務場所が、八戸市内に所在する事業所、又は圏域町村内（三戸郡及びおいらせ町）に所在する事業所で八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置する事業所であり、申請日から5年以内に県外への転勤の可能性がないこと。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において 連

続して3か月以上在職していること。

- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記①の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務場所が、八戸市内に所在する事業所、又は圏域町村内（三戸郡及びおいらせ町）に所在する事業所で八戸市内に本社を有する事業所若しくは八戸市の誘致企業が設置する事業所であり、申請日から5年以内に県外への転勤の可能性がないこと。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 起業に関する要件

八戸市内で実施する事業として、申請日において、1年以内に、青森県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に八戸市に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式1)、移住先の就業先の就業証明書(様式2-1又は2-2)及び本人確認書類に加え、対象要件を満たすことを証する次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類(ウ)、(エ)については、第4(1)(ア)①のうち、東京23区に通勤・通学していた場合のみ)

(ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票

(イ) 移住後の転入した日がわかる住民票

(ウ) 移住元での就業先・就業場所・就業期間を確認できる書類(退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等)

(エ) 移住元での在学期間を確認できる書類(卒業証明書、成績証明書等)

(2) 起業に関する書類(起業支援金の交付決定を受けている場合のみ)

起業支援金交付決定通知の写し

(3) 世帯に関する書類(世帯の申請の場合のみ)

移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票

(4) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は令和5年1月31日とする。

(交付決定及び確定の通知)

第6 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の請求及び交付)

第7 移住支援金の請求は、移住支援金交付請求書(様式4)を市長に提出して行うものとする。

2 移住支援金の交付決定を行った申請者に対しては、申請日から起算して3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第8 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願(様式5。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書〔再交付〕(様式6)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10 青森県及び八戸市は、あおり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。

ただし、青森県内の他市町村への転居についてはこの限りではない。

なお、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、返還請求を行うものとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請日から3年未満に八戸市から県外に転出した場合

(ウ) 申請日から1年以内に職を辞した場合(就業の場合のみ)

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

申請日から3年以上5年以内に八戸市から県外に転出した場合

(3) 移住支援金の返還免除

①申請

市から移住支援金の交付を受けた者は、前2号に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式7)及び返還免除理由を証する書類により、市長に返還の免除を申請できるものとする。

②免除決定等

市長は、①の申請があったときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書(様式8)により青森県へ協議するものとする。

③免除決定等の通知

市長は①の申請を受理したときは、②による青森県の同意後、その内容を審

査し、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書（様式 9）又は移住支援金返還免除不承認通知書（様式 10）により当該申請者に通知するものとする。

（返還請求に係る情報共有）

第 12 八戸市は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対してその旨通知する。

移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から八戸市に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

（雑則）

第 13 この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と八戸市が協議して定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 25 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 20 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。